

情報提供
令和4年5月30日

令和4年度八潮市一般会計補正予算案（第2号）の概要について

補正予算編成の基本方針

当初予算編成後の事由により緊急の対応が求められる事項について補正を行うものである。

補正予算の主な内容

補正前予算額	38,130,564千円
今回補正額	9,554千円
補正後予算額	38,140,118千円

1 歳入

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業の実施に伴い、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予算化する。 6,696千円
- (2) 教育費寄附金について、次の寄附金の受入れに伴い予算化する。
・ 図書購入費寄附金・・・寄附者：(株)潮 100千円
- (3) 財政調整基金繰入金を補正する。 1,089千円
- (4) 学校給食中毒事故に係るこども医療費相当額に関する弁償金を予算化する。 1,669千円

2 歳出（主なもの）

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る自宅療養者に対する食料支援及びパルスオキシメーターの郵送に係る経費を補正する。 9,668千円
- (2) 図書館情報提供事業について、寄附金受入れに伴い図書購入に係る消耗品費を補正する。 100千円

問い合わせ先

八潮市企画財政部財政課 長嶋
電話 048-996-2111 内線380

<報道発表資料>

子育て福祉部 子育て支援課
担当 課長 小林
電話 048-996-2111 (内線 406)
E-mail:kosodate@city.yashio.lg.jp

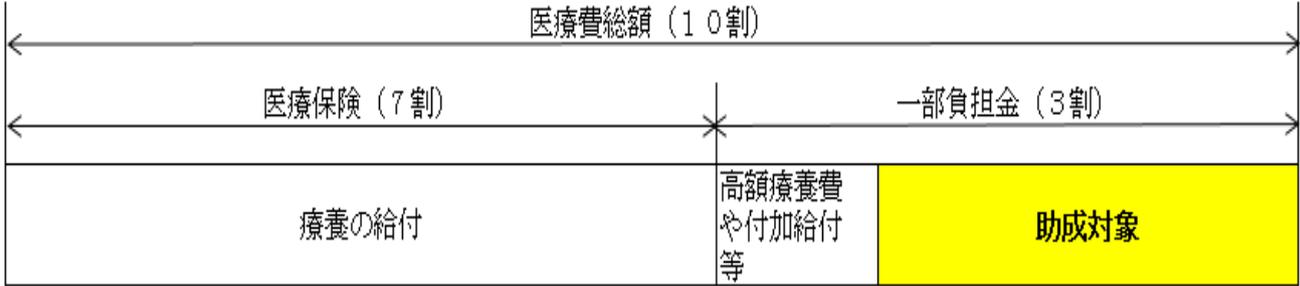


八潮市学校給食の食中毒に係るこども医療費に関する合意について

令和2年6月26日の給食時、市内の小中学校および中学校へ提供した学校給食を原因とした食中毒事故が発生しました。
被害を受け医療機関を受診した児童、生徒の医療費について、医療保険制度の利用が認められたことから、「八潮市こども医療費支給に関する条例」に基づき当該医療費の一部を市が負担することとなりました。
本来、食中毒事故に係る医療費は、加害者が被害者へ賠償として支払うべきものであり、同条例の規定でも第三者行為の相手方から賠償として支払われる医療費は除かれることとなっています。
このことから、市が負担した医療費の求償について、協同組合東部給食センターと協議を重ね、求償額について合意しました。

1 こども医療費について

医療保険制度上の一部負担金を、福祉向上を目的として助成する制度。
八潮市の対象者は中学生までの児童、生徒。



2 合意書締結日

令和4年5月23日

3 求償額

1,669,630円 (471件)